独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九十号

独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「次条第三項」を「次条第四項」に改める。

第五条第一項中「経過した後」を「経過した日（第三項において「六月経過日」という。）以後」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「場合」の下に「（前項に規定する場合を除く。）」を加え、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　機構が、第一種学資金の貸与を受けた者について、その者の所得が少ない場合においても学資金の継続的な返還を可能とするため、文部科学大臣の認可を受けて機構の定めるところによりその者の所得を基礎として算定される額を割賦金の額とする方法により当該第一種学資金を返還させる場合には、その返還の期限は、第一項の規定にかかわらず、六月経過日以後二十年以内とすることを要しない。この場合において、その返還の期限は、六月経過日以後の日であって、文部科学大臣の認可を受けて機構の定める日とする。

附則第十一条第二項並びに第十四条第一項及び第二項中「第五条第三項」を「第五条第四項」に、「前項」を「第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前の貸与契約による第一種学資金の返還については、なお従前の例による。

文部科学大臣　松野　博一

内閣総理大臣　安倍　晋三

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九十一号

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十一条第一項第三号ロ」を「第二十一条第一項第三号ハ」に改める。

附　則

この政令は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定（同法第五条中年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第三号の改正規定（同号イ中「第八号」を「第九号」に改める部分を除く。）及び同法第二十二条第二号の改正規定に限る。）の施行の日（平成二十九年三月一日）から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

都市計画法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九十二号

都市計画法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十三条第三項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の二第二項第三号を次のように改める。

三　第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の緩和は、次に掲げるところによるものであること。

イ　開発区域の面積の最低限度について、一ヘクタールを超えない範囲で行うこと。

ロ　地方公共団体が開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場の設置を予定している場合に行うこと。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

内閣総理大臣　安倍　晋三

都市公園法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三